

## 各論点(防御権の強化の方法)とそれが実現しようとしている目的との関係等①

## 【目的1】適正な主張反論の実現

目的と論点の関係	論点(防御権の強化の方法)	実務の概要	現在の制度では実態解明機能を阻害する懸念が指摘されているもの
公取委が保有している物件の把握	調査対象事業者が求める全ての物件の検査当日の謄写	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 後日謄写可(審査規則第18条)</li> <li>➢ 検査の円滑な遂行が妨げられない範囲で留置前(検査当日)の謄写を認めている</li> <li>➢ 留置前(検査当日)の謄写ができる旨の個別の告知はしていない</li> </ul>	(現時点で指摘なし)
	制度・運用(立入検査の円滑な遂行が妨げられない範囲で検査当日に謄写が可能なこと等)についての知識の共有		(現時点で指摘なし)
公取委が保有している自社従業員の供述調書の内容の把握	供述調書の作成当日の写しの交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 処分前手続の段階で謄写可(平成25年改正、未施行)</li> <li>➢ 供述内容は聴取終了後に会社へ報告可能</li> </ul>	供述調整が容易になるおそれ、萎縮効果
	供述人による聴取中のメモ作成		供述調整が容易になるおそれ、審査官の質問に真摯に対応しなくなるおそれ
	制度・運用(適切な休憩時間・食事時間を確保していること、聴取終了後に会社への報告が可能なこと等)についての知識の共有		(現時点で指摘なし)
全ての事実を弁護士が把握した上で主張反論のための助言ができる	弁護士・依頼者間秘匿特権※(社内調査における従業員等の供述内容を記載した書類の提出を拒否できる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 弁護士・依頼者間秘匿特権なし(提出を拒否できない)</li> </ul>	違反行為を立証する証拠になり得るにもかかわらず留置できなければ違反行為の立証が困難になる

※ 弁護士・依頼者間秘匿特権を導入すべきとする目的としては、適正な主張反論の実現と直接は関係しないものの、①弁護士による社内調査、相談を適切に行えるようになることによるコンプライアンスの向上、②提出命令を受けて提出することが海外で秘匿特権を放棄したとみなされる懸念を回避できることが挙げられている。

## 各論点(防御権の強化の方法)とそれが実現しようとしている目的との関係等②

### 【目的2】調査対象者への助言(不当な調査の防止にもつながる)

目的と論点の関係	論点(防御権の強化の方法)	実務の概要	現在の制度では実態解明機能を阻害する懸念が指摘されているもの
立入検査時の事業者への法的知識の補充	立入検査時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 弁護士の立会い可能(ただし、弁護士の到着を待たずに検査開始)</li> <li>➤ 立会いが可能である旨の個別の告知はしていない</li> <li>➤ 立入検査の法的性格、被疑事実等は立入検査時に説明(審査規則第20条)</li> </ul>	<p>弁護士の到着まで検査開始を待つことについては、証拠隠滅が容易になるおそれ</p>
	制度・運用(立入検査の法的性格、実務上許容される内容等)についての知識の共有		(現時点で指摘なし)
供述聴取時の従業員への法的知識の補充	供述聴取時の弁護士の立会い	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 減免管理官による聴取以外では立会いは認めていない</li> <li>➤ 供述聴取の法的性格について個別の告知はしていない</li> </ul>	<p>円滑な供述聴取が妨害されるおそれ</p>
	制度・運用(聴取は任意であること等供述聴取の法的性格、実務上の聴取の手続等)についての知識の共有		(現時点で指摘なし)

# 各論点(防御権の強化の方法)とそれが実現しようとしている目的との関係等③

## 【目的3】不当な調査の防止

目的と論点の関係	論点(防御権の強化の方法)	実務の概要	現在の制度では実態解明機能を阻害する懸念が指摘されているもの
立入検査時における不当な行為に対する監視・異議申立て	立入検査時の弁護士の立会い(による監視・異議申立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 弁護士の立会い可能(ただし、弁護士の到着を待たずに検査開始)</li> <li>➢ 立会いが可能である旨の個別の告知はしていない</li> <li>➢ 立入検査の法的性格、被疑事実等は立入検査時に説明</li> <li>➢ 審査官の処分(立入検査・物件の提出命令)について異議申立ての規定あり(審査規則第22条)</li> </ul>	弁護士の到着まで検査開始を待つことについては、証拠隠滅が容易になるおそれ
	(調査対象事業者が自ら監視・異議申立てできるための)立入検査の権限、実務についての知識の共有		(現時点で指摘なし)
供述聴取時における不当な行為に対する監視・異議申立て	供述聴取時の弁護士の立会い(による監視・異議申立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 供述聴取時には弁護士の立会いを認めていない(減免管理官による聴取時に弁護士の立会いを認めている例あり)</li> <li>➢ 録音・録画は行っていない</li> <li>➢ 供述聴取の法的性格等について個別の告知はしていない</li> <li>➢ 審査官の処分(審尋)については異議申立ての規定あり(審査規則第22条)</li> <li>➢ 任意の供述聴取については異議申立ての規定なし(事件担当審査長等が個別に苦情に対応)</li> </ul>	円滑な供述聴取が妨害されるおそれ
	録音・録画等による事後検証可能性の確保		萎縮効果
	供述聴取における審査官の行為についての異議申立て制度の導入等		(現時点で指摘なし)
	(供述人が自ら監視・異議申立てできるための)制度・運用(供述聴取の法的性格、実務上の手続、適切な休憩が可能なこと、等)についての知識の共有		(現時点で指摘なし)